

藤沢稲内会 (PCC) 2020 6 15 改訂
早稲田大学藤沢校友会パソコン・クラブ会則 (~~2000年5月22日作成~~)
└ 中ボチトル

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は早稲田大学藤沢校友会パソコン・クラブという。
(~~PCクラブ又はPCCと略称する。~~)
└ 中ボチトル

(目的)

第2条 この会は次ぎの活動を行うことを目的とする。
└ PCC
パソコン・クラブ会員の技術向上

藤沢稲内会 校友会会員へのIT利用の普及と啓蒙 ICT

藤沢稲内会 校友会外部に対する情報発信

~~校友会会員相互の情報伝達システムの向上~~

第2章 会員

~~(会員資格)(入会と退会)~~

第3条 この会の会員は早稲田大学藤沢校友会会員であることを要し、
さらに入会の認定を受ける。
卒業生及びその家族が、幹事会に入会を認めたものとする。
また、会員は申請により任意に退会できる。

~~(入会および会費)(入会手続と会費)~~

第4条 この会に入会しようとする者は、別に定める書式によつて申請し、
└ ツXIV
別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の心得)

第5条 会員は次ぎの事項を遵守する。
この会則を遵守し、会の発展に努める。
会員相互の人格を尊重する。
会の信用を傷つけないこと。

(資格の喪失)

第6条 ~~会員は申請により任意に退会することができる。~~
会員は次ぎの事由により資格を喪失する。
~~早稲田大学藤沢校友会会員でなくなったとき。死亡したとき、~~
正当な理由なく会費を1年以上滞納し、幹事会において活動意
志がないと認定したもの。³
~~除名されたとき。~~、もしくは会員として不適格であると

~~(除名)~~

第7条 ~~会員が次の事項のいずれかに該当する場合、幹事会の議決に基づき除名する。~~

~~この会則に違反した場合。会の秩序を乱した場合。または会の信用を傷つけた場合。~~

~~活動態度に問題ありと幹事会が認めた場合~~

第3章 役員

(役員の種類および数)

~~会長、もしくは代表幹事(保留)~~

~~第8条~~
⁷ この会に1名の~~代表幹事~~と5名以上の幹事を置き、総会において
会員の中から選出する。

これら役員任期は1年とし、再任は妨げない。

(代表幹事)

~~会長もしくは代表幹事(保留)~~

~~第9条~~
⁸ ~~代表幹事~~はこの会を代表し、幹事会の議長を務める。

(幹事)

~~第10条~~
⁹ 幹事は運営、事務、会計を分担し、且つ幹事会を構成する。

第4章 総会

(総会の開催)

~~1回の~~

~~第11条~~
¹⁰ この会は毎年~~4月~~に定時総会を開き、必要に応じて臨時総会
を開催する。

(総会の招集および議長)

~~第12条~~
¹¹ ~~代表幹事~~は総会を招集し、議長を務める。

(総会の機能)

~~会長もしくは代表幹事(保留)~~

~~第13条~~
¹² 総会はこの会の運営に関する次の事項を議決する。

活動報告および会計の承認。役員および会則に関する事項。

その他幹事会において重要であると認め付議された事項。

(総会の議決)

~~第14条~~
¹³ 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。

議事の経過および議決事項を議事録に記録し、幹事全員がこれを
確認する。

第5章 幹事会

(幹事会の役割)

~~第15条~~
¹⁴ 幹事会は運営方針および活動計画を協議し、決定する。

また、会員の入退会の認定、運営のための委員会の設定などを行う。

(活動年度)

~~第16条~~
¹⁵ この会の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に

終わる。

会費は会場費、資料代等に
通常用いるものとし、特別会費は
会員過半数の同意を必要とする。

第6章 附 則

(年会費)

第~~17~~条 この会の年会費は~~500~~円とする。

1000

(個人情報)

第~~18~~条 会員はパソコンの機種、OSおよびE-Mailアドレスな
ど、会が活動のため必要とする情報をそれぞれ入会時、若しく

変更のあったは所有した時点で会に提供する。

会又は幹事会

また、会はこれら会員の個人情報を保護しなければならない。

(~~会員の家族~~)

第~~19~~条 会員の(~~同居~~)家族は会員に準じ、技術支援を受けることがで
きる。

(その他の事項)

第~~20~~条 この会則に定めるもののほか、運営に必要な事項は幹事会の
議決を経て、代表幹事が決定する。

以 上

(顧問)

第18条 本会は最高顧問、技術顧問などの顧問を置き、
高度な指導を仰ぐことがある。